

邑楽町教育委員会会議録	
開会年月日時刻	平成 29 年 7 月 24 日（月）午前 9 時 30 分
閉会年月日時刻	平成 29 年 7 月 24 日（月）午後 0 時 8 分
開会の場所	邑楽町役場 2 階 204 会議室
議案事項	議案第 16 号 平成 30 年度使用教科用図書の採択について 議案第 17 号 邑楽町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
その他	1) 平成 29 年度の県費教職員人事上の取組について 2) 町内小中学校における夏季休業中の「行事をもたない週」について 3) 平成 29 年度第 2 回邑楽町教職員研修会の開催について 4) 町内小中学校運動会・体育祭について 5) 平成 28 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について 6) 平成 29 年 8 月行事予定について 7) 次回教育委員会について 8) その他
出席者	教 育 長 大竹 喜代子 委 員 黒澤 幸男 委 員 岡田 真幸 委 員 谷津 洋子 委 員 中村 郷志
説明員	学校教育課長 中繁 正浩 生涯学習課長 半田 康幸 教育委員会書記 高橋 克徳

会議録

議長（大竹）

ただ今より、7月定例教育委員会を開会いたします。
それでは今回の議事録署名人を決定いたします。
岡田委員、谷津委員にお願いします。
次に教育長事務報告をさせていただきます。

前回の教育委員会から今回の教育委員会まで、行事予定表を基に主なものを説明させていただきます。6月27日は教育委員会と前期学校・施設訪問がありました。28日は邑楽郡教育長会議が開かれましたが、これは郡内の管理職人事についての協議です。同日に社会教育委員会が開かれました。29日は邑楽中で学校指導主事訪問があり、全ての授業を道徳で行いました。邑楽町は文科省・県から「道徳教育総合支援事業」の委託を受けているということで、全ての授業を道徳でやるという画期的なことを行った次第です。同日に邑楽・館林施策懇談推進協議会が開かれ、各市・町の実情・要望が県に出されました。会長は久保田県議、副会長は川野辺県議になりました。7月1日は協働のまちづくりの一環の事業で、ラジオ体操会が行われました。たくさんの方に参加いただき有意義なラジオ体操会になりました。同日にチャリティーふれあい七夕コンサートが行われ、音楽協会が中心になって様々な出し物がありました。2日～4日まで邑楽郡教育長会で金沢市立小立野小学校を中心に視察研修を行いました。その学校では「笑顔いっぱい为学校」という基本理念をあげています。どの先生もこの基本理念に沿って本物の笑顔で授業に取り組み、子どもたちに主体を置いたやり取りが見事で、双方の笑顔が本当に印象的でした。また、学年教師が全員で単元を見通した授業計画を教室に貼り、教師も児童生徒もこの単元を通して何を学び今日の時間で何を身につけるか、という事をしっかりと先生と児童生徒が共有するということでした。学年でやることによって6年間の積み上げがしっかり出来るということです。それから、ノートの使い方も家庭学習や自主学習のよい例が壁に貼ってあり、それを見ながら自分もこんな風にやるといいんだなということで高め合っていることがすごいと思いました。一つ一つのことを確実に実践し、成長させるということが力をつけているのだなと思いました。邑楽町でもいろんなところで良いところは取り入れながらやっています。5日は県教育長会議が行われました。平成29年度の人事の取組や今課題になっている教職員の多忙化が中心議題でした。6日はJRCの東部地区連絡協議会が行われました。邑楽町は3年前

会議録

から全小中学校が加盟し、生徒会・児童会活動等と併せながら活動しています。7日は総合教育会議が行われ、平成30年4月にスタートする町立おうらこども園についてなどが議題となりました。同日に県教育長研修会が行われました。英語の教科化について文部省審議官の講話があり研修をしました。11日は一輪車の贈呈式が行われました。館林西ロータリークラブから全小学校へ計30台の一輪車が寄贈され、その贈呈式が高島小で行われました。13日は教科書調査研究報告会が行われました。この採択につきましてはこのあと議題になっております。同日に勤労青少年ホームの運営委員会が開かれました。新しい委員さんの改選が行われ、活発な意見交換も行われました。14日は民生委員との意見交換会が学校長との間で行われ、子どもの生活状況について密に情報交換され、有意義な会となりました。同日に故荒井明氏の叙位の伝達を行ってきました。長年の功績をたたえられ、正六位という内閣総理大臣からの叙位でした。15日16日17日は邑楽郡の中体連の大会が行われました。どの部も頑張りよい成績を残しました。15日は町の少年野球大会ということで、6年生最後の試合が行われました。また、演劇研修会が長柄公民館で行われました。同日、プロバスクラブの講演会が協働のまちづくりの一環として行われ、土地の価格についてや外国で生活をした人の生き方についての講演でありました。19日は全協と中央公民館特別委員会が行われましたが、この内容につきましては、後ほど補足説明をしてもらいます。20日は1学期の終業式で21日から子どもたちの夏季休業が始まります。21日は学校給食センター運営委員会が開かれ、物資購入部会の人数を増やすことと、米を町の認定農業者から購入するというのを来年から行うことが承認されました。23日は鶉地区の子どもみこしまつりが行われ、子どもたちが一生懸命みこしを担いでいました。事務報告は以上ですが、半田課長から中央公民館特別委員会について補足説明をお願いしたいと思います。

生涯学習課長（半田）

去る7月19日に、町議会中央公民館建設特別委員会が開催をされましたので、その概要についてご報告します。この間宿題が2つ出ているということで教育委員会にはお話をしていたところです。1つは共催についての減免措置です。町が主催者の1つとして名を連ねている事業であっても有料のものについては使用料を徴収するのが適当ではないかという

会議録

ことで、ご意見をいただいていた。それから、町長あるいは教育委員会が認める場合は、それぞれ町長や教育委員会が認める範囲で減免できるという規定について、町長及び教育委員会に裁量権を無条件で与えるということについては疑義があるということで、ご意見が出ていたということです。議会の方からは町としての正式な統一見解を早急に示してほしいと言われておりまして、この19日の特別委員会で、最終的に町として正式な回答を出したということでございます。使用料の減免について、該当する区分が(1)から(14)までありますが、問題になっているのは(1)の町なり教育委員会が主催又は共催する事業における減免措置、それから(14)の町長あるいは教育委員会が必要と認める時、その認める割合の2つについてです。(1)については、共催の場合も主催と同様に全額減免としますということでお答えをしたところです。(14)のその他町長が必要と認める場合あるいは教育委員会が必要と認める場合は、それぞれ町長あるいは教育委員会が認める割合について減免をしますということで正式に回答をいたしました。それに対する議員さんのご意見は、(14)についてはありませんでした。(1)の共催については、やはり有料のものについては、減免すべきではないという意見がその場でも出たのですが、町としてはなるべく選択肢を多くとりたく、具体的に近隣でも共催の事業を活用して大きく成功している事例がたくさんありますとお伝えしました。例えば太田市や館林市では劇団やあるいは様々な主催団体に対して共催という形で物心両面で協力をするということで、ホールの使用料は無料にして最大限広報で宣伝をしたり、窓口で宣伝をしたりというような形で協力をする。ただし、出演料は払わないで、チケットの売上げは原則主催団体の収入にする。市の窓口で売ったチケットのうち5%とか10%の手数料をもらうという形でやっているという事例がたくさんある。これのメリットは何かというと、町にとっては赤字になる可能性がない。リスクが少なく実際に町民の皆さんに芸術文化に親しんでいく機会を提供することができるというメリットがあります。そういった他の市町村でも活用している手法が邑楽町ではできないということになってしまうと、町民の芸術文化を鑑賞する機会を減らしてしまうことになるので、そこは何か御理解をいただきたいという説明をいたしました。それではどういう場合に共催をするのかという基準を町として持っているのかというご質問がありまして、それにつき

会議録

ましては、邑楽町における後援等の基準及び手続きに関する要綱（案）ということで、お示しをしました。実は教育委員会にはまだ一度もお見せしていないもので、先に議会の方にお示しをしまい大変申し訳なかったのですが、これは決定ではなく、現在の検討途中の案ということで議会の方にもお話をしました。あくまでも今後内容的に変更になる可能性があるかもしれないということを前提にお示しをしたということで、ご容赦願いたいと思います。今日またご意見等頂ければ、それも反映した上で内容のブラッシュアップを行っていきたいと考えています。

まず第1条は目的です。これは様々な団体が催す講演会、展示会、競技会、記念事業その他の事業に対して町が後援、協賛又は共催を行う場合の基準等を定め、もって適正な行政の執行を確保することを目的としています。ただし、個人が企画するものについても、今後検討していく必要があるかなと思います。第2条は定義になっておりますが、それぞれ後援、協賛、共催の定義が記載されております。第1号の後援については、団体が広く町民を対象とし、その目的及び内容が芸術、文化又はスポーツの振興など町民福祉の増進に寄与すると認められる事業を行う場合に、町が団体の申請に基づいて支援者として単に名を連ねるということです。要は名前を貸すだけということです。第2号の協賛ですが、団体が前号に規定する事業のうち、つまり後援に値する事業のうち、特に町民福祉の増進に果たす役割が大きいと認められる事業を行う場合には、町が団体の申請に基づいて後援のほか、物品の支給等の支援を行うことをいうということです。具体的には、例えば教育長賞というような形で物を提供するとか、あるいは参加者に記念品を町の方で提供するとか、何らかの形で支援を行っていくというものです。第3号の共催ですが、第1号に規定する事業のうち、公益性から判断して町が主催者の一として事業の運営等を行う必要があると認められる事業を行う場合に、主催者に名を連ねるほか、必要な協力を行うということです。先ほど言ったような主催と同様な考え方で会場費については減免するとか、あるいは協賛のところでお話をしたような物品の提供、あるいは労力の提供等について支援をしていくということです。一番軽いのが名前を貸すだけの後援、全面的に主催団体の1つとして共に事業を行うのが共催、中間が協賛という3段階の形になっています。第3条は対象外事業ということで、どういう場合に後援等の申請について許可をしないかということです。(1) 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含む事業とあります

会議録

が、これについては内容を見直そうと思います。あらゆる思想、政治、宗教的な内容を含まないものということになると娯楽しかなくなってしまいますので、教育委員会としてはよろしくないのではないかと考えています。町民の学習活動には、多少に関わらず思想や政治や宗教的な内容が含まれるのは当たり前ですので、例えば特定のものの普及を目的とする事業は認めないとか、そういう内容の文章に替えた方がいいかなと考えています。それから(2)としまして、営利、商業宣伝又は売名を目的とする事業、(3)としまして入場料、出品料、参加料等を徴収する場合において、徴収する金額が事業を遂行するうえでの必要最小限の範囲を超え、参加者に過重な負担を求めることとなる事業、要は高すぎる事業ということです。それから(4)といたしまして、次条第4項に規定する条件が履行されなかった事業、これは後でお話しますが、町長や教育委員会が後援等について許可をする場合について、条件を付すことができるというのが第4条に規定されています。条件を守らないものについては、許可をしませんということでございます。(5)といたしまして、会員等の勧誘を目的とする事業、(6)としまして、法令等に違反する事業、(7)公序良俗に反し、又は反するおそれのある事業、(8)参加者の安全及び衛生が十分確保できない事業ということです。第4条は後援等の申請等ということでございまして、まずは申請書を出していただき町長なり教育委員会が、その申請書に基づいて可否を決定してそれぞれの団体に通知をすることになっています。申請書には、必要に応じて第2項で書かれているような会則であるとか、名簿であるとか、収支予算書であるとかを添付させることができるということで、特に業者等々判別が怪しいなと思うところについては付けてもらう必要があるかなと考えています。第5条は後援等の取消しということで、申請の段階で虚偽や不正な手段をとっているところや条件を付したものについてそれを守らなかった場合は取り消しますということが記載されています。第6条は実績報告書ということで、事業が終了した場合は速やかに事業実績報告書を提出する、それについては当日のパンフレットや事業の様子を報じた新聞記事等、確実にその事業が実施されたということが証明できるような書類を添付して報告をしてくださいということでございます。附則として施行期日を書いてありますが、これにつきましては平成30年4月1日、平成30年度の年度始めから施行ということで考えているところで

会議録

す。各種の書式もございますので、御覧いただいたうえで、もし何かこのようにしたらいいのではないかなどのご提案がありましたら、お寄せいただければと思います。今町の職員が中央公民館の開館に向けてプロジェクトチームを作りまして、だいたい週に1回位ずつ会議を開きながら、運営方法や備品の検討や細々とした全てのことについて検討を進めているところですが、その中で若干使用料についてこれまで示したものと違う形にした方がいいのではないかなどということになりましたので、現時点の案ということでご説明します。新たに音楽室の使用料金がほかの諸室と違うような形で記載をされています。特に小音楽室（スタジオ）は、ドラムセットやギターアンプ・ベースアンプを配置してある部屋ですが、民間の貸しスタジオでは、例えば1時間あたり1,500円くらいで経営されています。余り民業を圧迫するのは好ましくはないだろうということで、面積でいうと16㎡ですから、本来は会議室小50㎡未満の1時間あたり100円ということになりますが、これでは民間の相場の10分の1、20分の1になってしまうため1回あたり500円。それより大きな音楽室については1,000円というふうになっております。また、例えば音楽大学を目指している個人の方が、家ではなかなか練習で出せないような大きな音を出す金管楽器とか、そういったものについても完全防音の部屋で練習できるようにと、個人練習も1人あたり300円ということで新たに料金設定をいたしました。大きな音楽室の1,000円については、これはまだ決定ではなくて、もう少し検討したいと考えています。この部屋については、完全防音ですがドラムセットも無く、ベースアンプもギターアンプも無い状況の中で、1,000円という設定で実際使われるかどうかという部分がありますので、もう少し研究をさせていただければと考えています。中央公民館ホールですが、今まで出していたものと数字が変わっています。舞台+観覧席平日2,500円・土日祝日3,000円となっていますが、これまでは入場料を1円でも取るといきなり倍の平日5,000円、それから土日祝日6,000円という規定でした。それを500円以下のものについては、いきなり2倍ではなく1.5倍にするという区分を付け加えました。それに伴いまして1,000円以下、3,000円以下、3,000円超という区分で、それぞれ1.5倍、2倍、2.5倍、3倍というように変更をしたいということで、あくまでも事務局の案ですが、今検討を進めているということでございます。以上のような内容について、特別委員会で

会議録

報告をいたしました。特別委員会の中では、特にその場での異論はございませんでした。ただ、1点だけ検討してほしいという話がありました。共催をして完全に100%使用料を減免した場合に、例えばその団体が会場で本を売った場合、あるいはCDを売った場合について、その取り分はどうするのかという質問でございました。私の方からは、これは100%売った人の収入と考えていて、町として手数料を取るとかあるいはその売ること自体を制限することは考えていませんと話をしました。具体的には、例えば講演会を町が主催、あるいは共催で開催をし、そこに来た人が講師の話に感動して、もっと勉強をしたいと思えば本を買いたい、あるいはコンサートに参加した人がコンサートを聞いて感動をしてもっと聞きたい、もっとほかの曲も聴いてみたいと思ってCDを買うことは、これは学習活動の発展です。聞きっぱなし勉強しっぱなしでなく、もっと勉強をする、聞くということをむしろ積極的に推し進めるというのが教育委員会の仕事なので、それについて規制する考え方というのは持っていませんと話をいたしました。業者が入ってマージンを稼ぐというのはどうかと思いますが、少なくとも講師の方が持ってきたものをご本人が売ることについてはあえて規制する必要はないのではないかと考えています。議員さんの方からは、それでも収益ではないかというお話もあり、一度協議をして、検討をして回答してほしいという発言がありました。本日、委員さんのご意見を頂戴できればそれも踏まえて、また議会の方には回答したいと考えているところです。

最後になりますが、このような経過を踏まえて議会としましては、一応これまで町に出していた宿題の回答は貰ったということで、建設特別委員会については、今後、報告書・意見書の取りまとめを行い町側に提出して、9月議会をめどに解散をしたいということでした。以上です。

議長（大竹）

ありがとうございました。それでは事務報告全般につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

教育委員（黒澤）

協賛というのは、使用料の減免はないですか。

生涯学習課長（半田）

ないです。

会議録

教育委員（黒澤）	共催だけが減免ですか。
生涯学習課長（半田）	そうです。
教育委員（黒澤）	協賛は何をして協賛ですか。
生涯学習課長（半田）	協賛は何かものやお金を提供するということです。参加記念品を町で用意するとか、だいたいイメージとしてはそのような感じです。
教育委員（黒澤）	共催の場合は、例えば会館でチケットを売ってくれますね。その時に 1 割とか手数料を取らなくてもいいのではないかな。
生涯学習課長（半田）	この金額、パーセンテージについては一律には決めていません。その都度、主催者と協議でいいのではないかと考えています。
教育委員（黒澤）	大泉町は事業を指定管理者に出していますね。そこはほかのチケットなど取り扱っていますが、1 割の手数料を取っています。館林市の文化会館などは、後援だけでも、手数料無料で売ってくれます。
生涯学習課長（半田）	館林市も実際に手数料を取っている例もあるみたいですよ。
教育委員（黒澤）	後援だけでも売ってくれていますよ。手数料は取らないようです。
生涯学習課長（半田）	そういう場合ももちろんあると思います。チケットの預かりについて、具体的に館林市の場合は、どのようにやっているのか聞けなかったのですが、今度やる少年少女向けの劇が館林市教育委員会の共催と書いてありましたので、これについてどういう仕組みかと聞いたところ、今言ったような説明を受けたものです。
教育委員（黒澤）	私が所属する団体では、館林文化会館を使って毎年コンサートを開催してきました。市と共催ではなくて後援をしてもらっていました。ですから会場使用料は払っていましたが、チケットは窓口においてあげますよということで、手数料なしで 200～300 枚売ってもらっていました。

会議録

生涯学習課長（半田）	<p>そういう場合もあると思います。あくまでも共催の場合は、主催者の1つになるので、一定の収入も見込んでいるということです。主催者の1つとして手数料を取ることによって、インセンティブだとか、一生懸命売るとかそういう部分があるのかどうか分かりませんが、共催の場合はそういう形でマージンをもらっているということです。黒澤委員さんの事例のような後援の場合、あるいは共催の場合ということで、いろいろな場合において、チケットをどのように預かるか、預かる場合の制度について他市町村の事例を少し調査したいと思います。</p>
教育委員（黒澤）	<p>預かったお金の管理問題もありますね。</p>
生涯学習課長（半田）	<p>それらの手続をどうするかについては、もうちょっと勉強してみたいと思います。</p>
議長（大竹）	<p>この段階ではあくまでも案ですので、他市町村のいろいろな情報をもう少し集めてみたいと思います。</p>
教育委員（黒澤）	<p>団体がいかかわしいものでなければ、できるだけ後援等して公民館を使ってもらい、稼働率を上げていかななくてはならない。</p>
生涯学習課長（半田）	<p>その通りですね。</p>
議長（大竹）	<p>後援なので使用料は払っていただくけれど、手数料はいただかないでチケットを並べるという例もあるわけですね。</p>
生涯学習課長（半田）	<p>実は今まで余り邑楽町では、団体が公民館を使ってやる事業も、他市町村のホール等でやるものについても、チケットを預かることはありませんでした。プレイガイドになっていませんでした。今後例えばこちらの主催事業について、他市町村の施設にチケットを預かってもらうとか、あるいはほかのところのものを預かるということも含めて、研究中です。中央公民館が会場となるものについては、主催事業でなくても黒澤委員さんがおっしゃったような形で預かるかどうかの検討も必要です。</p>

会議録

教育委員（岡田）	中央公民館ホールの使用料は時間単位ですよ。実際にパンフレットを作るときにはこれでもよいのですが、午後やるときの午前中リハはいくらとか参考にあるとよいかもしれません。ほかのところのパンフレットには書いてありました。それからピアノを借りる、照明を借りる場合についての使用料の検討はこれからですか。
生涯学習課長（半田）	これからです。非常に悩ましいところです。規則案には新たに、入場者から入場料をとるものについては、使用料の減免は適用しないということをつけ加えました。原則有料のものについては減免をしませんとなっています。ホールについてもです。一方で例えば公民館の利用団体が練習で使うとき今まで減免の規定がなかったのですが、そういう団体も空いてれば練習で使ってもらって、全額減免にはならないけれど半額とかで使ってもらうことは可能としました。実際問題として、今まで話が出ていたように大きな部屋を必要とする団体の行き場がない、難しいという状況もあり、ホールなども空いていれば使ってもらいたい。黒澤委員の話のとおり空かしておいてはもったいないので、なるべく活用していただくためにも、練習に使っていただきたいと考えております。
教育委員（岡田）	合唱サークルやダンスサークルなどがホールの椅子を収納したところを使いたいときもあるでしょう。具体的にはどれになるのか。練習なら舞台のみの使用で十分と考えるわけですか。
生涯学習課長（半田）	そういうことです。具体的には、例えば平日の舞台のみを練習で使用する場合の正規使用料は 1,000 円で、登録団体の場合はその半額の 500 円で練習できるということです。
教育委員（岡田）	1 時間 500 円。
生涯学習課長（半田）	そうです。
教育委員（岡田）	2～3 時間使って 1,500 円位ですね。
生涯学習課長（半田）	そういう考え方です。ただその場合に、1 回についてピアノの使用料が 16,000 円かかりますという話になると、現実には厳しいと思います。

会議録

教育委員（岡田）	そうすると、厳しいですね。
生涯学習課長（半田）	その辺の扱いをどうしようかで今頭を悩ませているところです。
議長（大竹）	でもスタジオを借りたりすると、ドラムとかついていて、それも含めての使用料でしょう。そうするとホールもそんなに差を付けるわけにはいかない。平等にその部屋に置いてあるものも込み込みの使用料で考えるべきではないですか。ホールだけ別というわけにはいかないと思います。
生涯学習課長（半田）	講演会で何も使わないでマイク 1 本で終わってしまうところと、例えばピアノを使うところ、あるいは多くの労力をかけて段を作って、椅子を並べてコンサートをやるのと同じでいいのか、というところも難しいところがあると思います。ほかの市町村のホールではピアノの使用料、それから今言った箱足や平台を 1 個使うといくらというような規定になっています。大体どこでもそのような形になっており非常に悩ましいところです。
教育委員（黒澤）	それはそれで取ってよいと思いますが、合唱サークルの練習時に、ホールのピアノを使ってそれで 1 万円というのもそれはかわいそうですし、もう少し小さなピアノを置けないかという話になりますね。
生涯学習課長（半田）	その通りです。例えば練習の場合は、ピアノ 1 台までとか、何か規定をつくるのも 1 つの方法だと思っています。
教育委員（黒澤）	電子ピアノなど小さく移動できるものを買って置けばいいのではないですか。
生涯学習課長（半田）	実際にやっている団体さんの話では、ちゃんとしたピアノでないと練習にならないそうです。
議長（大竹）	備品についても、まだ検討の余地があるということで少し煮詰めていかなければならなりません。町民の活用を考えた中央公民館でありホールであることを前提にしながら、いろいろ考えていかなければと思います。

会議録

教育委員（岡田）	あくまで公民館で、ホールではないですよ。みんなが使うためのものですよ。
生涯学習課長（半田）	今いただいたご意見を踏まえましてまた検討したいと思います。物品の販売についてはどうですか。
教育委員（中村）	いろいろな関連性が出てくると思いますが。
教育委員（黒澤）	館林市では申請時に、物品の販売をするか、何を販売するのかを書かせる部分がありますね。
生涯学習課長（半田）	それも一つの方法ですね。公民館で物品の販売をすることがいいか悪いかという話ですが、文部科学省からも、これについての見解は出ていません。法律上は専ら利益のためにそのような催し物を開くのはダメということです。ただ、例えば講演会を行ってその一環として物品ないしCDを販売したり、あるいは美術展を行って、美術展がメインでその一環としてその作品を欲しい人に売るということについては問題がないと通知が出ています。
教育委員（黒澤）	新しい文化会館が太田市にできましたが、大きいところで2,000人とか集まる場所はみんな堂々とやっていますね。問題は公民館の場合です。多少の販売は大丈夫ということですね。
生涯学習課長（半田）	文化会館には法律的に規制がないです。公民館は逆にあるわけです。文化ホールは貸し館がメインなので、貸したあとは何に使おうが自由という側面があります。公民館の場合でも文科省からの通知によれば、あくまでも専ら利益を目的としていなければよいと。
教育委員（岡田）	廊下を借り、画廊として値段がついているのは販売が目的になるのでしょうか。
生涯学習課長（半田）	そうですね。

会議録

教育委員（岡田）	展示会ではなくて。
生涯学習課長（半田）	それも程度の問題で、展示会をやっていて、作品を欲しいという人がいた場合に、そこで商談をすることは一応認めるけれども、最初から値札がついているのはまずいという話だと受けとめています。
議長（大竹）	この事務報告全般につきまして大丈夫ですか。
生涯学習課長（半田）	先ほども言いましたけれど、全て現状では案ですので、ぜひご意見等があれば、随時私の方にお寄せ頂ければありがたいと思います。
議長（大竹）	<p>お気づきの点がありましたら、これからまだ煮詰めていかなければならないということですので、聞かせていただければありがたいと思います。これで事務報告は終わりにしたいと思います。</p> <p>それでは、議事に入ります。最初にお諮りしますが、議事の議案第16号平成30年度使用教科用図書の採択については、県内の採択が終了するまで非公開扱いのため、議案第17号邑楽町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱については、委員委嘱等案件のため、その他の5)平成28年度邑楽町教育委員会点検評価報告書については、意思決定過程 中案件のため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>〔異議なし〕</p>
議長（大竹）	<p>異議なしと認めます。議案第16号平成30年度使用教科用図書の採択について、議案第17号邑楽町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、その他の5)平成28年度邑楽町教育委員会点検評価報告書については非公開にし、公開案件審議終了後に協議します。</p> <p>次にその他の1)平成29年度の県費教職員人事上の取組についてを議題といたします。</p>

会議録

議長（大竹）

平成 29 年度人事上の取組ですが、1 番目は、人事課題への取組についてです。まず、サービス規律の確保の徹底ですが、「信頼される学校づくり」に向けて、教職員のサービス規律の確保が徹底されるよう、実効性のある取組の推進を図るということです。そのために、各学校では規律確保行動計画をたて、それに基づいてやっております。2 番目は、勤務管理の徹底と執務環境改善の推進です。これは校長のリーダーシップの下、教職員が一致協力し、組織的・機能的な学校運営をし、教職員の多忙化を改善するということです。3 番目は、ぐんま少人数クラスプロジェクトということで、群馬県独自の学級定数や学力向上の特配をやっていますが、特に特配教員については、使い方を上手にして効果を上げること、もしうまくいかなかったら課題をきちんと検証をして、使い方を考えなさいということです。また、小学校高学年も教科担当制を一層推進しなさいということで、邑楽町は全部の小学校でそれぞれ工夫し、教科担当制をやっていきます。免許を持っている人が交換授業をすることは非常に効果があるのではないかと考えています。次に、年度末人事に向けての取組です。あと 1・2 年で大量退職ということで、管理職がどどっとやめていきます。管理職の登用に当たっては女性や若い人をどんどん上げなさいとうたっています。特色ある学校づくりや学校課題の解決を図るため、経営能力に優れた適任者の配置を考えなさいということです。2 番目は、新採用者の採用・配置と誓約異動です。群馬県は新しい教師を採用すると、3 年で誓約人事として異動させなければなりません。その間にしっかり育て、3 年後の人が異動してきても、きちんと育てなさいということです。4 番目は、全県的な視野に立った養護教員、事務職員、栄養教諭・学校栄養職員の異動についてです。養護・事務・栄養は県の人事異動対象ということで、この人を動かさなさいと言われたら県の方に従わなくてはなりません。5 番目は、適正な退職管理と再任用制度です。年金が出るまでは国の方針としても再任用又は再雇用を考えていかななくてはなりません。次に、教職員のサービス規律の確保ですが、とにかく未然防止、初期対応が大事で、学期末、夏季休業中、学期始めの時期に共通理解し、年休、産育休、病休など休んでいる人にも管理職はきちんと働きかけて、公務員としての自覚を持って行動するように指導を学校にお願いしました。新採用教員ですが、30 年度採用は 300 名採ることになっています。1,358 名受けて 300 名しか採らないので、4.5 倍となかなか受か

会議録

	<p>らない状況になっています。平成 30 年度採用の再任用ですが、対象者 408 人のうち希望者は 177 人で、その内訳はフルタイムを希望している人が 150 人で、短時間勤務を希望している人が 27 人です。再任用の希望割合は 43.4%です。再任用の更新ですが、137 名対象者のうち更新希望者数は 106 名で 77.4%の人が 2 年目も希望しています。</p>
<p>教育委員（岡田）</p> <p>議長（大竹）</p>	<p>希望すればそのままなれるのですか。</p> <p>よっぽどでない限りは大丈夫です。</p>
<p>教育委員（岡田）</p> <p>議長（大竹）</p>	<p>中学校免許のみを持っていて、小学校に異動はできますか。</p> <p>両方持っていないと異動はできないです。今はすごく厳しく小学校免許を持っていない正規の教員は、小学校へ行けません。</p>
<p>教育委員（黒澤）</p> <p>議長（大竹）</p>	<p>小中学校両方取れるのは教育学部ですか。</p> <p>教育学部だと両方取れますが、中学校しか持っていない人は小学校免許を勤めながら取っています。</p>
<p>教育委員（岡田）</p> <p>議長（大竹）</p>	<p>管理職の試験はどうなっていますか。</p> <p>管理職試験はまず、レポート試験があります。レポート試験に受かった人は面接があります。それで合格すると登載者になります。登載したからといって、管理職になれるとは限らない。空きがあったときに初めて管理職になれる。登載すると学校現場勤務の人は 2 年間だけ有効です。</p>
<p>教育委員（岡田）</p> <p>議長（大竹）</p>	<p>試験は夏休み辺りに行うのですか。</p> <p>今年は 8 月 1 日が筆記試験です。受かると 10 月から 11 月頃面接があります。ほかにありますか。ないようですので、次にその他の 2) 町内小中学校における夏季休業中の「行事をもたない週」について、中繁学校教育課長説明をお願いします。</p>

会議録

学校教育課長（中繁）	教師の多忙化の関係ですが、教育改革が次々行われて、教育現場が大変多忙化している現状があります。その多忙化を軽減する一環として邑楽町の学校では、県の方針を受けて、夏季休業中の行事をもたない期間として、8月14日から18日に学校の閉庁を行います。基本的に閉庁ということなので、大会出場などの特別な場合がなければ、部活動もないということでございます。その場合、学校に誰もいなくなりますので、緊急時の連絡先として、教育委員会の学校教育課に連絡してくださいというものでございます。
議長（大竹）	ありがとうございました。今年度は、県内全ての市町村で行います。ほかに何もなければ次に移らせていただきます。その他の3)平成29年度第2回邑楽町教職員研修会の開催について、中繁学校教育課長説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	邑楽町出身のバイオリニストである若旅菜穂子さんをお迎えして、キャリア教育の講演会を実施するというものでございます。日時は8月21日の月曜日2時からということで、受付は1時40分からとなっております。会場は邑楽町役場の3階の大会議室となっております。演題については、仮題ですが「バイオリニストの夢を追いかけて」ということで、講演をお願いするものでございます。
生涯学習課長（半田）	演奏もあるのですか。
学校教育課長（中繁）	演奏もあります。
議長（大竹）	ほかにご質問等ありますか。お話しを混ぜながら演奏をしていただけるということですので、ぜひ時間がありましたら御出席いただければと思います。次にその他の4)町内小中学校運動会・体育祭について、中繁学校教育課長説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	中野小学校・高島小学校・長柄小学校・中野東小学校は、9月30日に運動会がございます。中学校は9月27日水曜日に体育祭が行われます。教育委員の皆様には、出席の割り振りをお願いいたします。

会議録

	<p>(教育委員の出席の割振りをする。)</p>
議長 (大竹)	次にその他の 6) 平成 29 年 8 月行事予定について、中繁学校教育課長・半田生涯学習課長説明をお願いします。
学校教育課長 (中繁)	学校教育課の 8 月の主な予定行事を読みあげる。
生涯学習課長 (半田)	生涯学習課の 8 月の主な予定行事を読みあげる。
議長 (大竹)	ありがとうございました。何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、次にその他の 7) 次回の教育委員会についてですが、8 月 23 日 (水) 午前 9 時 30 分からでもよろしいでしょうか。
	<p>(賛同の声あり)</p>
議長 (大竹)	それでは次回の教育委員会は 8 月 23 日 (水) 午前 9 時 30 分から行うことに決定しました。ここで公開案件は終わりにします。 次に非公開案件に入ります。議案第 16 号平成 30 年度使用教科用図書の採択についてを議題といたします。
	<p>以下非公開</p>
議長 (大竹)	議案第 16 号平成 30 年度使用教科用図書の採択についてを提案通り決定します。 次に議案第 17 号邑楽町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題とします。
	<p>以下非公開</p>
議長 (大竹)	議案第 17 号邑楽町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを提案通り決定します。 次にその他の 5) 平成 28 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書についてを議題とします。

会議録

以下非公開

以上で7月の教育委員会を閉会します。